

建築物防災週間（平成27年度上期）実施要領細則

島根県

1 目的

毎年地震、火災、がけ崩れ等の災害により建築物の被害はもとより、多くの人命が失われている実状にかんがみ、広く一般住民を対象に建築物に関連する防災知識の普及に努めるとともに、防災・維持保全関係法令及び制度の周知徹底等を図り、もって建築物の防災対策の推進に寄与することを目的とする。なお、この細則は、松江市及び出雲市の区域以外に適用する。

2 実施期間

平成27年8月30日（日）～平成27年9月5日（土）

3 事業内容

(1) 建築物防災相談所の開設

県建築住宅課、各県土整備事務所（松江・雲南・出雲・県央・浜田・益田）及び隠岐支庁県土整備局に建築物防災相談所を開設し、建築物の防災対策及び耐震改修の相談に応じるとともに防災について啓発し、指導する。

(2) ポスターの掲示

県庁、松江合同庁舎、雲南合同庁舎、出雲合同庁舎、川本合同庁舎、浜田合同庁舎、益田合同庁舎、隠岐合同庁舎、各市町村、関係機関等の人目につきやすい場所に掲示する。

(3) 懸垂幕等の掲示

県庁、松江合同庁舎、雲南合同庁舎、出雲合同庁舎、川本合同庁舎、浜田合同庁舎、益田合同庁舎及び隠岐合同庁舎に懸垂幕等を掲示する。

(4) 報道機関への報道依頼

新聞、テレビ等を通じて建築物防災週間の運動の趣旨を報道する。

(5) 建築関係機関への協力依頼及び通知

消防署、島根県建築行政推進協力会（10団体）へ建築物防災週間の趣旨を通知するとともに、一般への啓発、指導等の協力を依頼する。

(6) 防災査察の実施

ア 実施体制

建築物防災週間内に、各県土整備事務所（出雲を除く）及び隠岐支庁県土整備局は、管轄区域内の消防署と緊密な連絡のうえ、原則として表1に記す数以上の特殊建築物の防災査察を実施する。

表1

松江	雲南	県央	浜田	益田	隠岐	計
2	2	2	3	3	1	13

イ 防災査察にあたっては、下記事項について重点的に査察を行う。

①査察対象建物

不特定多数の者が出入りする特殊建築物等の安全性を確保するため、定期報告未提出建築物、既存不適格建築物（特に防火、避難の安全確保の面から重大な欠陥又は是正箇所のある建築物）並びに耐震性の向上が必要と見られる特定建築物を重点的に、防火区画、避難施設等の設置及び維持保全の状況並びに耐震診断及び耐震改修の状況について防災査察を実施する。

②定期報告に関する指導

建築物の防災性能を維持向上させるためには、建築物全体の適切な維持保全を行うことが重要であり、建築物の増改築の状況等を的確に把握する必要がある。この観点から定期報告制度の充実を図るため、定期報告がなされていない建物について、的確な報告がなされるよう本制度を周知徹底し、報告率の向上を図る。

特に今回は、昇降機に関する定期報告の未報告物件の状況把握及び指導について別途通知する。

③耐震診断、耐震改修に関する指導

平成25年11月に施行された「改正建築物の耐震改修の促進に関する法律」及び平成19年2月に策定した「島根県建築物耐震改修促進計画」の内容について周知するとともに、耐

震診断、耐震改修の必要性についての指導を行う。

④落下物対策に関する指導

震災時及び通常時において建築物から道路上へ落下のおそれのある屋外公告物、高架水槽、クーリングタワー、手摺、パラペット、付属煙突及びそで壁等の建築物からの突出物の状況について調査を行い、構成部材、取付部材等に腐食、破損、キレツ等があるものについては改修等の指導を行う。

なお、調査対象建築物及び調査の実施方法等については「既存建築物における外壁タイル等の落下物の実態調査（個別）要領（島根県）」に基づき実施する。

⑤アスベスト対策に関する指導

吹付けアスベストの使用状況を把握し、飛散のおそれがある場合には、アスベスト対策を適切に行うよう、必要な改善指導をする。

⑥昇降機及び遊戯施設の適正な維持・運行管理に関する指導

昇降機については平成5年6月30日付け建設省住防発第17号による「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」、遊戯施設については平成12年12月26日付け建設省住指発第932号による「遊戯施設の維持保全計画及び遊戯施設の運行管理規程」に基づき、昇降機及び遊戯施設の所有者等に対し適切な維持・運行管理の徹底を指導する。

4 重点事項

(1) 外壁材の落下防止対策等の調査及び是正指導の徹底

既存建築物の窓ガラスの地震対策、外壁材、広告板の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策及び民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策については、これまでも問題がある場合には是正指導を実施してきたところであるが、平成26年度上期においては、特に外壁材及び広告板の落下防止対策についての是正指導を徹底する。

(2) 住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進

平成12年10月に発生した鳥取県西部地震では本県でも強い震度を観測し、伯太町を中心に多くの家屋に被害があった。さらに、最大震度7を記録した東日本大震災の発生や、南海トラフの海溝型巨大地震や首都直下地震等の発生が懸念されるなど、大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にある。

このため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震診断を行っていない既存耐震不適格建築物の所有者等に対し、速やかに当該建築物の耐震診断を実施するよう強力に指導するとともに、耐震診断の結果倒壊する危険性が高いとされた既存耐震不適格建築物の所有者等に対し、耐震改修の速やかな実施を強力に指導する。

また、住宅については、(財)日本建築防災協会発行のパンフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」等を活用し、県民への啓発・指導に努める。

(3) 既存建築物に対する適正な維持保全と定期報告の徹底

近年、外壁タイル、ひさし、外部廊下、天井、サッシ、看板及び看板メンテナンス用の梯子などの落下や電気給湯器の転倒、防火シャッター、昇降機などを巡る事故など、既存建築物に関わる事故が発生している。このような事故を未然に防ぐためにも、適正な維持保全や定期報告の実施は重要であり、建築物等の所有者等に広く周知する。

定期報告については、平成20年の建築基準法施行細則の一部改正等により、調査・検査の項目、方法及び結果の判定基準が明確化された。そこで、特に、未報告の所有者等に対して、法令遵守の必要性、報告期限等について具体的に説明し、報告の督促を行う。

(4) 既設エレベーターの安全対策の推進について

平成21年9月28日以降に着工されたエレベーターについては、戸開走行保護装置、地震時管制運転装置等の安全対策を義務付けている。一方、既設エレベーターについては設置義務の対象ではないが、安全確保のため戸開走行保護装置等の積極的な設置を促進する必要がある。また、国土交通省において、安全対策の一環として、エレベーターの安全装置に係るマーク表示制度が創設された。については、この制度の趣旨を理解し、建築物等の所有者等に対して広く改修の推進を指導する。

5 関連措置

(1) 被災建築物の応急危険度判定が迅速かつ的確に行われるよう、一般市民に対してその概要

について普及啓発を図る。

また、建築技術者に対して、毎年開催している応急危険度判定講習会の受講を促す。

- (2) 建築基準法第15条第1項及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出の機会等をとらえ、解体工事の施工者等に対して、「建築物の解体工事における外壁等の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドラインについて（平成15年7月3日付け国総建103号、国住防第3号）」等により、危険防止対策の徹底を指導する。
- (3) 住宅防火対策の推進については、「住宅防火対策基本方針」（平成3年5月10日付け建設省住指発第175号）、「住宅防火対策の推進について」（平成8年7月8日付け建設省住指発第270号）及び「住宅防火基本方針」（平成13年4月1日 消防庁）に従い、確認申請書等の申請者等に対して住宅防火対策の必要性、内容等の周知を図る。

6 報告及び結果措置

各種防災対策実施結果の報告は、それぞれ以下の期限により土木部建築住宅課まで報告する。

- (1) 防災査察の結果、防災上重大な欠陥又は是正箇所のある建築物については、土木部建築住宅課から当該建築物の所有者又は管理者に対し改善指示を行う。
なお、当該改善指示を行うにあたり、事前に土木部建築住宅課と県土整備事務所又は隠岐支庁県土整備局で十分協議する。
- (2) 防災査察の結果を別記様式第1から第4（第4.1(1)外壁材の落下防止対策等の調査結果については、調査を実施した時点の状況を別紙2及び別紙3）により平成27年9月18日（金）までに報告すること。
なお、広告板の落下防止対策において、対象建築物の所有者又は管理者からの建築基準法第12条第5項に基づく報告書の提出の結果、落下の危険のある場合は、6(1)と同様に、当該建築物の所有者又は管理者に対し改善指示を行う。